|  |  |
| --- | --- |
|  | 定期報告の対象建築物早見表（H28.6改正）　　　　　　　　　　　　　　【根拠：各務原市建築基準法施行細則第１２条】　 |
| 市細則の表中の番号 | 定期報告指定建築物※1 | 報告年度 |
| 対象用途 | 規模等〔　〕内は、（別紙）1．の表中の番号を示す。〔(1)〕〔(2)〕〔(3)〕〔(3)〕〔(4)〕〔(5)〕〔(6)〕 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| 1 | 劇場映画館演芸場 | 1. 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
2. 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合
3. 主階が1階にない場合
4. 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
 |  | ● |  |  | ● |  |
| 1 | 観覧場（屋外観覧場を除く。）公会堂集会場 | 1. 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
2. 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合
3. 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
 |  | ● |  |  | ● |  |
| 2・8 | 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）就寝用福祉施設等※0 | 1. 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
2. 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合※4
3. 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
 |  |  | ● |  |  | ● |
| 3 | 旅館ホテル | 1. 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
2. 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
3. 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
 | ● |  |  | ● |  |  |
| 4 | 体育館　　　　　　ボーリング場博物館　　　　　　スキー場美術館　　　　　 スケート場図書館　　　　　 水泳場スポーツ練習場 （学校に附属するものを除く。） | 1. 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
2. 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合
 | ● |  |  | ● |  |  |
| 5 | 百貨店マーケット展示場物品販売業を営む店舗 | 1. 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
2. 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合
3. 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合
4. 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
 |  |  | ● |  |  | ● |
| 6 | キャバレー　　　　　遊技場カフェー　　　　　　　公衆浴場ナイトクラブ　　　 待合バー　　　　　　　　　料理店ダンスホール　　　 飲食店 |  | ● |  |  | ● |  |
| 7 | 事務所その他これに類する用途（専ら自己の用に供する建築物を除く。）※5 | 当該用途の床面積の合計が1,000㎡を超え、かつ、階数が5以上の場合　 | ● |  |  | ● |  |  |

※０　就寝用福祉施設等

・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。)及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）

・助産施設、乳児院、障害児入所施設

・助産所

・盲導犬訓練施設

・救護施設、更生施設

・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの※2

・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

・母子保健施設

・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所※3

※１　避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。

※２　宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これらに類するもの」に該当する。

※３　利用者の就寝の用に供するものに限る。

※４　病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※５　不特定の者が使用する事務所、貸し事務所（一部使用を含む）を対象とする。